

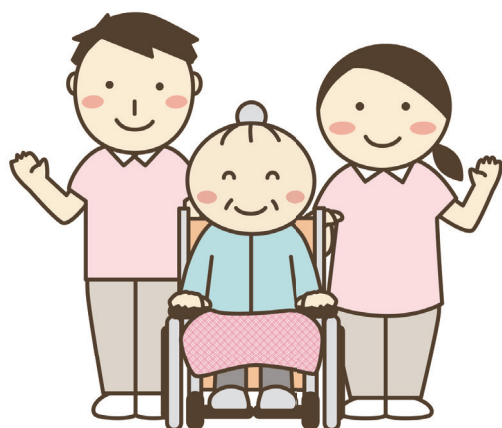
65歳以上の方にお知らせ

介護保険制度

介護保険料改定

第9期赤平市

高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

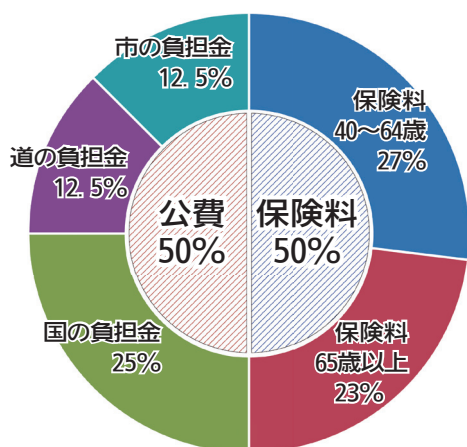


介護保険事業やさまざまな高齢者福祉サービスの基本的な方針となる本計画について、3年に1度見直しを行なっています。
令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として、新たな第9期計画がスタートしました。

介護保険制度の 運用財源

介護保険料は、40歳以上の方が納める介護保険料と、国や道、市の負担金で運営しています。65歳以上の方が納める保険料の総額は、制度運営の財源の約23パーセントを占めています。

みなさんが納める保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。必要ときに必要な介護サービスを利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。



問合せ

介護保険係

☎ 32-2217

基準額の算定方法

令和3年度～5年度の基準額は、
年額67,200円・月額5,600円でした。

赤平市の保険料の基準額
(令和6年度～8年度)

73,200円(年額)

6,100円(月額)



赤平市で介護保険
給付にかかる費用



65歳以上の方の
負担分23%

赤平市の65歳以上の方の人数

介護保険料が 改定されます

第9期計画による介護サービス費用の見直しに伴い、65歳以上の方に納めていただく介護保険料が変更になりました。市全体における総人口の減少に伴って、保険料を負担する高齢者人口も減少している反面、介護サービスが必要とする人の割合は増加傾向となっていることから、第8期（令和3年度～5年度）に比べ、介護保険料の月額基準額が、5,600円から6,100円に引き上げとなります。

介護保険料が上がるのはなぜ？

高齢者人口（第1号被保険者数）の減少や介護報酬改定による影響で、上がることがあります。

市は負担してくれないの？

所得段階が第1～3段階の所得の低い方には、国や道、市が負担し、介護保険料の軽減が行なわれています。

令和6年度 所得段階別年額保険料

生活保護を受けている方				
世帯全員が 住民税非課税の方	▶老齢福祉年金を受給している方		第 1 段階	20, 800円 (基準額×0. 285)
	前年合計所得金額 ＋課税年金収入額	▶80万円以下の方		
		▶80万円を超え 120万円以下の方	第 2 段階	35, 500円 (基準額×0. 485)
		▶120万円を超える方	第 3 段階	50, 100円 (基準額×0. 685)
本人は住民税非課税 で、世帯の誰かに住 民税が課税されてい る方	前年合計所得金額 ＋課税年金収入額	▶80万円以下の方	第 4 段階	65, 800円 (基準額×0. 9)
		▶80万円を超える方	第 5 段階	73, 200円 (基準額)
本人に住民税が 課税されている方	前年合計所得金額	▶125万円未満の方	第 6 段階	87, 800円 (基準額×1. 2)
		▶125万円以上 210万円未満の方	第 7 段階	95, 100円 (基準額×1. 3)
		▶210万円以上 320万円未満の方	第 8 段階	109, 800円 (基準額×1. 5)
		▶320万円以上 420万円未満の方	第 9 段階	124, 400円 (基準額×1. 7)
		▶420万円以上 520万円未満の方	第10段階	139, 000円 (基準額×1. 9)
		▶520万円以上 620万円未満の方	第11段階	153, 700円 (基準額×2. 1)
		▶620万円以上 720万円未満の方	第12段階	168, 300円 (基準額×2. 3)
		▶720万円以上の方	第13段階	175, 600円 (基準額×2. 4)

※所得段階が9段階から13段階となり、低所得者の保険料上昇の抑制を図っています。